

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

<総括>

開催日時 平成29年3月21日(火) 13:02~15:12

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

森山 賀文 委員長

岡 史朗 副委員長

亀田 忠彦 委員

松本 宗弘 委員

田中 惟允 委員

西川 均 委員

清水 勉 委員

阪口 保 委員

中野 雅史 委員

太田 敦 委員

山本 進章 委員

粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 荒井 知事

松谷 副知事

浪越 副知事

一松 総務部長

長岡 危機管理監

村田 地域振興部長

山本 南部東部振興監

辻本 観光局長

土井 健康福祉部長

福西 こども・女性局長

林 医療政策部長

中 暮らし創造部長兼景観・環境局長

森田 産業・雇用振興部長
福谷 農林部長
加藤 県土マネジメント部長
金剛 まちづくり推進局長
西川 水道局長
吉田 教育長
安田 警察本部長
星場 警務部長

ほか、関係職員

傍聴者 1名

議事 2月定例県議会提出議案について

<会議の経過>

○森山委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日は川口議長に出席をいただいています。

本日の傍聴者は1名です。

それでは、日程に従い、総括審査を行います。質疑等があればご発言願います。

○阪口委員 通告に従い、2点質問します。

1点目は、奈良県監査委員条例の一部を改正する条例案についてです。条例案は、監査委員のうち常勤とする者を2人にすることができるようにするというもので、理由としては2人にすることで県民目線に立った公正かつ実効的な監査の実施を目指し、監査機能のさらなる充実を図るということですが、私はそれは全く反対であると考えています。

改正の目的は、議第131号、監査委員の選出についての同意を求めるところからもわかるように、今回の条例改正案は、会計検査院の天下りを受けるために条例の改正をするものであると考えています。

そのことを図式にすると、委員長の許可をいただいてパネルをお見せしますが、現行の常勤監査委員は、県職員のOBの天下りと、もう1人は非常勤の監査委員で欠員となっている。その欠員の補充として、国から会計検査院の天下りを受けるというものです。こうすることにより、非常勤の監査委員の年収は約260万円と伺っていますが、常勤監査委員にすると年収が929万円、それから退職金121万円、今回は官舎の提供があると伺っていますので、おおよそ1,100万円前後と考えています。

そこで、1点目は、常勤監査委員に会計検査院からの天下りのポストをつくることにより税金の無駄遣いが発生するのではないかをお伺いします。

○荒井知事 会計検査院から来ると天下りということですが、会計検査院は省庁に属していません。私は、参議院で、予算委員会には一度も属したことはありませんが、決算委員会には3年属していました。そのとき会計検査院法の議員立法を出しましたが、議員立法でしか会計検査院の強化はできない仕組みになっています。所属する大臣がおらず独立した省庁です。

県庁の職員は1人以内しかだめだという監査の規定があります。それは、監査の対象が県の事務に及ぶため、昔のよしみで関係が深いといけないということですが、それは天下りの癒着と言われる温床ではありますが、会計検査院はそのような対象官庁ではありません。国の他の官庁から監査委員に来られると、その官庁の補助金を甘く見るのではないかという議員のご心配があるかもしれませんが、会計検査院の職員については、会計検査院の性格からして全くそのようなことはありません。むしろ議員の方は非常勤で委員になっていただいていますけれども、議会も今、監査の対象になる時代になってきています。監査対象の議会から2人というのは、これは法律あるいは条例でそのように措置されているわけですが、改正の地方自治法においては、議員の監査委員の数は制限の方向で弾力的にしようというのはそういうことですので、阪口委員がお述べのような出所、来られたところからの天下りや癒着は単なるレッテルにすぎないと思います。全く趣旨を誤解されているように思います。

また、給与について、高い給与を払うのではないかということですが、識見を有する者の常勤は、会計監査の強化に欠かせないものです。議員の監査委員の方も識見を有する委員と同等以上にご活躍になってこられたと思いますが、やはり政治的にもお忙しい身分ですし、客観、中立性が基本となっている監査業務においては、専門性、独立性が必要なので、専門性、独立性の遜色のない官庁から来られる方について、とりわけ会計検査院は大臣がいない役所ですので、その点をご認識もあろうかと思えますけれども、改めてご認識していただくようお願い申し上げます。

○阪口委員 今般の地方自治法の改正は、各自治体で不正会計処理が頻発したことも受けての法改正だと思っています。会計検査院は、奈良県を検査する対象なのです。検査機関から天下りを受けることで、手心を加えるのではないかという危惧が出てくるわけです。今国会でも、会計検査院、それから文部科学省の天下り問題については、議論されている

ことは知事もご存じかと思えます。私は、現在でも県職員OBが天下りをして、そして、会計検査院から天下りを受けることで、監査そのものが機能不全の状態に陥ると危惧しているわけで、もう一度、そのことについてお聞きします。

○荒井知事 全くご心配に及ばないと思えます。はっきり申し上げておきたいと思えますが、会計検査院の能力と独立性は、それほどすごいものです。むしろ職員の手心、これまで働いていた者の手心という点では、職員と議員こそ手心の温床になる可能性があるのではありませんか。幸い今の職員も議員の皆様も中立公正にお務めになっていただいていますので、まして会計検査院の人は、手心というのではありません。奈良県に対する検査も厳しいものもありますので、監査対象でありますけれども、監査を受ける主体となっているのは会計検査院ではありませんので、その点は全く的外れなご指摘だと思います。

○阪口委員 私自身、住民監査請求をして、2度ほど却下をされています。監査委員は住民監査請求だけではないので、仕事の範囲は広いかと思えますけれども、そういう監査請求を却下したという時点でも、県民目線からは、ずれていると思えます。

知事に再度聞きたいのは、他の自治体では、識見監査委員に弁護士や公認会計士を入れて、監査機能を充実しているわけです。そのあたりについてお伺いします。

○荒井知事 4名おられる方のうちの有識者ですが、この前まで、県の監査委員になっていただいていた岸さんは公認会計士でした。病気で勇退されたわけですが、専門性を高めることは大事なことです。専門性と、政治性や党派性は全く別ですので、議員がご自分の監査請求が通らなかつたからというのと全く別のもので、では通るようにしろというようなことは、思っておられないと思えますけれども、そういうことで差配するのは一番いけないポストであろうかと思えます。ニュートラルで、どのような対象にあっても公正にやるべき組織でありますし、委員でありますので、私の監査請求は通らなかつたからというのは、ちょっと信じられないご発言です。

○阪口委員 私個人の監査請求ではありません。見張り番・生駒という正規のオンブズマン団体ですので、その点については、知事の答弁としてはおかしいのではないかと思います。

この行政との癒着かどうかについては、これ以上論議しても煮詰まっていけないと思えますので、最後に、今般の地方自治法の改正は、平成28年3月16日の、「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」を受けての改正だと思います。私は、この内容を読みました。非常に多岐にわたっています。当然先ほど

言われたように、議会からの監査委員をどうすべきかということも書いています。評価すべき部分もありますが、一方、日本弁護士連合会からは、疑義意見書ということで疑義が出ております。本来、条例の改正は、国会で地方自治法の改正を受けて、そして県で条例を改正していくべきで、今回、日本弁護士連合会からも異論が出ている中で、この条例改正をしていくことは手続として瑕疵があるのではないかと考えていますが、いかがお考えでしょうか。

○荒井知事 全く瑕疵はないと思います。この地方自治法の改正は、大変時宜を得た立派な改正だと思います。ガバナンスの強化、内部統制の強化、今求められていることを進めようとするわけです。また、地方自治法の改正を受けて条例を改正するのは、地方自治法で条例を改正してはいけないということはどこにも書いていないです。地方自治法の制限を超えて、国法を超えて条例改正はできませんが、国法の中の条例改正は自由ですし、まして国法が向かう方向で条例を先に改正しようと、先取りをしてでも改正しようというのは、議員の今までのご活動の中では、よくやれよと言っただけのような内容の条例改正だと思っています。疑義はありません。

○阪口委員 最後に、発言してこの件は終わりますが、当然地方自治法の改正が行われたら、議員の監査委員は何人にすべきかというところで、再度検討を加えていかなければいけないと思いますので、私は、その時点で条例改正案を提出していただいたほうがスムーズに行くのではないかと考えています。以上です。

次、2点目の質問に入ります。

宿泊観光客の増加に向けた冬期イベント展開事業についてですが、今般、奈良大立山まつりに1億2,000万円の予算が計上されています。私も3日目に、午後3時ごろ視察に行きました。昨年度も行っていますが、その感想を踏まえての発言です。3日目はやはり、周りの人に聞かしても観光客は少なかったということですが、当然、県からも出ているように、1月28日の若草山の山焼きとあわせた日が一番多かった。

そこで言えることは、奈良大立山まつり単独での集客は弱いのではないかと。奈良大立山まつりの中身はともかくとして、周りの環境が悪い。一つは、交通のアクセスです。歩いても15分。バスに乗りますと15分、待ち時間等もありますので、結構アクセスの面では悪い。それから、1月下旬の行事ですので、風よげがないと、やはり寒いわけです。それから、簡易トイレである。非常に悪い条件がそろっています。現在平城宮跡の整備は、県が力を入れておられるので、進んできていると思います。将来、平城宮跡歴史公園拠点

ゾーンの整備が進み、観光案内や物販棟や飲食交流棟ができる中で風よげができたり、観光客がふえることで周りにも飲食店等、施設ができれば、その人たちが奈良大立山まつりを見に行き、またそこでくつろぐとか語り合うということもできますので、環境整備が整ってからこの事業をすべきではないか、現在中断すべきではないかと思っておりますが、ご意見をお伺いします。

○荒井知事 阪口委員がこの平城宮跡の奈良大立山まつりについて、中止ではなしに中断でもというご意見ですので、多少緩和されたご意見かと拝聴しました。といいますのは、今、阪口委員のご指摘で、奈良大立山まつりを行う場所が悪いのではないか、季節が悪いのではないかということがゆえに中断すべきではないかというご指摘のように解釈をいたしました。

ところで、場所は平城宮跡ですが、委員もご指摘のように朱雀門前を改良して大きな集客施設にする。また、平城宮跡の中に大極殿院の建設が始まっていますが、やはり往時の都の跡です。現地に都の跡が残っている旧跡は世界でほとんどない状況ですので、それを復元して、その旧跡の跡を味わわせていただくのは、奈良でしかできない施設整備です。いろいろなことを行う場所として、これ以上のことはないわけです。

さて、冬の奈良大立山まつりについてはハンディは確かにありますが、来られる方が、奈良の冬は何もない、初参りをしたら、あとはお客がぐんと減るのが奈良でして、それをなら瑠璃絵などの冬のイベント、あるいは若草山山焼きもその一環ですが、必死になってまちの若者が支えてきてくれたわけです。平城宮跡の利用は、まちの若者が、考えもつかなかったかもしれませんが、奈良公園も相当暗いところでしたが、徐々に徐々にお客さんがふえてきて、今、たしか90万人を超える集客になってきています。足の便が悪いという点については、奈良公園の麓も、相当足の便が悪いわけですが、朱雀大路ができ、また前の広場ができ、交流施設ができ、バスが頻繁に通うようになると、平城宮跡はだんだん親しまれる立派な集客施設になってくるものと確信をしています。それまで中断をしろというのは、まちのいろいろな催しを連綿として行ってくる奈良の風習、一番連綿として行ってきたのが奈良ですので、その風習にそぐわないとも思います。温かい目といっても無理なご相談かもしれませんが、温かい目で見守ってあげるのが我々最大の大事な姿勢かなと思っております。

○阪口委員 なら瑠璃絵の場合は県の負担金が1,079万円ですが、この奈良大立山まつりは今般1億2,000万円で、5年で6億円をかけるわけです。6億円というのは膨

大な予算であると思っていますので、事業の費用対効果という視点が必要ではないかと思っています。どうしても冬の集客のイベントをしたいというのであれば、知事も行かれたと思いますが、なら瑠璃絵にも行きました。そこで、観光客等も多いので、そういうところに県の負担金をふやすという方法も一つではないかと思っています。

それと、決算書を見ましたらやはり事業はかなり無理をしていると。それは、収支決算書を見ましたら、宣伝に1億2,000万円ほど各種広報媒体活動費に使っていると。それから、市町村連携協力費に2,594万円、これは平成27年度の収支決算ですが、集客を図ることで、宣伝や市町村の連携費にかなりお金を出して、無理をして集客しているのではないかと感じていますが、その点についてお聞きします。

○荒井知事 費用対効果という点ですが、これも以前阪口委員から観光プロモーション予算を使い過ぎているのではないかというご質問があったかと思いますが、奈良は本当に少ない観光予算で今までやってきたのです、大仏さん依存ですね。そんな県ですので、ほかの、例えば高知県でしたら15億円とか16億円を観光のイベントに使っている県です。奈良はほっておいても人が来るという甘えがあったように思いますが、冬は来ないし、夏は来ないしと、観光産業に波があるのを埋めるのは誰が埋めるのか、市民が、観光業者が埋めてくれればそれに越したことはないのですけれども、そのような風情でもありませんので、これだけの季節の折々の魅力があるのをほっておいたのは県の責任かと私は思うぐらいです。サボりにサボってきたつけが今、宿泊客の伸びがまだ低くとどまっている、このような議会の答弁も他県の議会の議員が聞くと、もったいないことを言っているなど、ほっておいても客来ると思っているのだろうと、こう言われるのがおちです。

一方、お金の使い方は、無駄にしてはもちろんいけませんし、効果が出るようにしなければいけません。お祭りは工夫に工夫を重ねないといけません、ほかの県がいろいろ率先してやりましたお祭りはだんだん改善されてきていますので、イベント力といいますか、改善は目に見える形になってくると思います。

このように出だしでおかしいと言われているのは、やはり記憶にとどめて、記録にもとどめて、そのようにおっしゃったときもあったなと思えるような成功に導きたいと思っています。

○阪口委員 最後、発言して終わります。

私自身は、冬の観光対策は重要だと思っていますが、今般の奈良大立山まつりについては観光振興の集客という目的からは少しそれている、奈良大立山まつりを開催することが

目的化しているのではないかと考えていますので、不自然な支出ということで反対をさせていただきます。以上です。

○清水委員 質問2件と、1件要望がありますので、まず、要望を先に知事にご提案申し上げたいと思います。

砂防三法、それから宅地開発の規制法、土砂災害防止法、都市計画法等々、規制をする多くの法律があります。せんだっての知事の本会議での答弁でも、今後、地籍調査が非常に重要だとおっしゃっていたと記憶をしています。今後はGISを進めていかなければいけない、地図を使ったビッグデータを、民間も含めて、より有効に使っていただかなければいけないと思いますので、ぜひともこの砂防の件についても、その他法律の件についても、付図が必要になりますので、それを同じ土俵で部局横断的にできるように、ぜひとも検討を加えていただきたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

それと、今回のこの予算審査特別委員会で、せんだって中野委員もおっしゃいましたが、資料の提出の順番であったりとか、これはいけないというご指摘もいただきました。私も全く同感で、さらに、3月17日に、私も意見として申し上げましたけれども、今回のこの予算を提案するに当たっての資料が非常に少ない、判断の材料に欠けていると申し上げました。提案側は、予算を提案するためにはこういう理由で予算審査に付すと、その姿勢が欠けているのではないのかというご指摘をしています。

そのことを踏まえて、まず、議第23号、奈良県監査委員条例の一部を改正する条例について、現状ですが、第196条第2項で、先ほど内容については知事もおっしゃいましたので、現状が地方自治法の違反をしている状況であるという認識をされているかどうか、この点についてお答えをいただきたいと思います。

○荒井知事 現状が違反とは、どういう意味でしょうか。

○清水委員 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が2人以上である普通地方公共団体にあっては、少なくともその数から1を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定める者でなかった者でなければならないという規定が書かれています。現状は議選2人、それと県のOBが代表監査役としてお一人ですから、この現状の法規定については反しているのではないかという質問です。

○荒井知事 2人が、1人しか識見を有する者がいないのに1人を減じた人数以上は職員であってはいけないと書いてあるが、これはその数という読み方によりますけれど、その数が実は実定数か実定員か、あるいは実員かという違いだと思います。私は人が減ったら

法令違反になると、病気でやめたら法令違反になるという見方はできないと思います。だから、実員が、2人が1人減ったり、場合によってはゼロになるかもしれません。だから、法令違反にはならないと思います。そういう人がいない事実があるだけだと思います。

○清水委員 法令解釈ですので、私自身も、現状お一人だけだから直ちに監査機能が不足するかという観点から見れば、そうではないという理解はしていますけれども、ただ、通常で考えると、本来であればお一人欠けたのですから、なおかつ時期的にも岸先生が退職願を出されたのは7月31日だったと記憶していますが、9月定例会があり、なおかつ12月定例会もあったわけですので、なぜその時期に改めてその識見を有する方を選任をされなかったのかということが、なかなか理解ができない。その点については知事、どうですか。

○荒井知事 識見を有する者の人事ですので、これは地方公共団体の長、知事が議会の同意を得て任命するということです。議会の開かれているときに同意を得る、できるだけ早くすべきではないかということは、そのとおりでいいと思います。

一方、この識見を有する者の立場ですが、先ほど阪口委員とも議論がありましたが、監査委員はとても公明正大でないといけなと。したがって身分保障が極めて高い者ですので、4年間は罷免されることはないわけです。そのような立場の人を選ぶわけですので、誰かを連れてきて、はい、というわけにはいかないし、もういいというわけにもいかないというのが実情です。

また、議会からは清水委員も含めて有力な監査委員を2人任命していただいていますし、非常勤手当も取っていただいていますので、有力な業務をしていただいているに違いないと思う次第です。そのこともあり、4人が3人になっているということです。やはり職員が議員を頼りにしてきた面があったと思います。また、そのように働いていただいたようにも思いますので、4人が3人になって、1人埋まっていないから大変だったとおっしゃればそうかもしれないけれども、議員のことだからそう大変ではなかったのではないかと思うところがありますし、しかし、そのような現実の、あるいは現場の話と別にして、欠員があればできるだけ早く埋めなければいけないということはそのとおりでいいと思います。

ここに至りましたが、今後のことも考えて、先ほどの会計検査院の方を常勤委員としてぜひ座っていただきたいと思うところです。

○清水委員 私自身のことにもお触れいただいて恐縮ですが、先ほども申しましたように、

現状がまずもって議選2人、それと識見を有する委員が民間も含めて2人、この体制は地方自治法でも、県の条例でも確実にそれを守ることが定められている。なおかつ先ほども申しましたように、1人の方が欠員となった。その欠員となった後を、本来であれば私は、監査体制をこのまま充実しておくという意味から考えれば、すぐにでも欠員が生じれば人選をして、議会に人事案件を提出をするのが本来の手续であったと思っています。

なおかつ今回の地方自治法の改正案は、現在参議院で審議中でもありますし、法案として成案するかどうかはわかりませんが、恐らく現状でいって、成案をしても施行されるのは平成30年4月1日から、内容によっては平成32年からという規定がありますので、直ちに変える必要はないのではないのかという思いは持っていました。先ほどその件については阪口委員へのご答弁がありましたので、省略します。

それともう一点、先ほどこれは知事からもおっしゃっていただきましたけれども、基本的に監査委員は明確な罷免がされないという規定がありますので、よほどのことがない限りご本人、岸先生のようにお亡くなりになるという状況がなければ罷免規定はありませんので、恐らく今の識見を有する方も任期を満了されるのだと思います。

時期的な問題も含めて、私自身は今は改正すべきではない、その時期ではないと思っていますので、その点については反対ということで申し添えておきます。

次に、NAFICについて、この資料は経済労働委員会に提出された資料ですけれども、この中に収支予測が書かれています。使用料を徴収して、維持管理費の捻出、運営等々の自立を目指すという趣旨で、説明資料の中にゲストルーム20室、これの使用が料金2万5,000円、年間で1,260室が稼働して、3,150万円の収入見込みがあると、説明されています。

そんな中で、産業総合研究所が、国内企業にアンケート調査をされています。一般社員の国内での出張の費用は旅費、日当、宿泊費を含めて1万1,364円、なおかつ今後の会議等々においては、テレビ会議やウェブ会議で、できる限り出張の費用を削減をするという旨が記載されています。

もう一つ、奈良県職員の旅費に関する条例があります。これはもう皆さんご存じなので、内容については細かいことは申しませんが、日当と宿泊料、それと食卓料がありますが、奈良県の場合は、乙地方に当たりますので、合計しますと1万3,200円です。それで、これがまた、研修の場合の日当及び宿泊料という規定があり、研修の場合は7日を超え15日以内の期間は6割削減する規定になっています。最大30日までであるのです

けれど、30日の場合は8割削減する規定がありますので、この2万5,000円を出してきて、あたかも運営の費用が満足しているかのような説明をされているのですけれども、この件については知事、どのように判断されるのでしょうか。

○荒井知事 セミナーハウスの値段と部屋のグレードになりますけれども、今、清水委員お述べのゲストルームは、国際会議などの参加者が宿泊される、このNAFICとその後ろにつくりますセミナーハウスはどのような会議が行われるのかということになります。奈良県ではまだ想像が十分つかないわけですが、田舎でこの宿泊施設があれば、田舎は風光明媚だし、セミナーに最適なのです。まちの中のホテルに泊まってセミナーをするのは日本の特徴でありますけれども、都市にしかホテルがないのも特徴ですので、このようなマイルスと言われる国際会議の需要を取り切れていないのが日本の実情です。この桜井市安倍地区は中山間地で、しかも山の上です。今までそのような施設を、誰も考えなかったところに施設をつくったら、食の魅力もあって年間2万人が来るような施設になった。これは一つのチャレンジが成功したのだと思います。山の中でも宿泊と食があれば、それと複合的なMICEと言われる会議、あるいはセミナー、会合があれば動機がありますので、来られると思います。中山間地や奥のほうでの動機というのは、スポーツ合宿であったり、知的なセミナーであったりということになるかと思います。

それで、2万5,000円という積算は多分高いので来ないのではないかとのご指摘だと思います。2万5,000円は高いのかどうかということになりますと、遠くから来られる方に、学生の使用している2,000円とか一般の5,000円に泊まっていたくのはやはり疲れもとれないし、想像するにダボスとかアスペンという超高級な国際会議というのはすぐにできないかもしれませんが、明日香村にも近いわけですので、そのような夢を持って奈良県が地方創生の補助金を取ってチャレンジしているわけです。うまく試みが当たればすごく新しいチャレンジに成功したと委員にも褒めていただけるかと思いますが、心配があるからということはあると思いますが、もう一つは、もちろん保証はないわけですが、ゲストルームだけではなく、もう少し安いルームや、セミナーをする場所など、いろいろな複合的な活動をしてもらうことが目標です。今までの山に行く人だけが泊まるコテージなどではなしに、いろいろなタイプの人が、年中、いろいろな目的で来られ得ることができるということは、グレードの高いものもグレードの中途のものも両方要るということですので、そのようなマーケティングに基づいて試算をしたものです。

いろいろな階層の人が来られるのを、もう一つは、数は少ないですがオーベルジ

ユの宿泊は2人合わせてで、スイートは5万円です。スタンダードが2万5,000円です。今ほぼ満杯の状況です。それは宿泊料だけでそれだけですので、それを類推したということもあろうかと思いますが、近くでグレードの高い眺めのいいホテルの需要があるということは、ちょっと想像がつかないかもしれませんが、現実には予想外のことがオーベルジュで起こっているということも事実ですので、予測はいいほうに、できるだけいいほうに転ぶように願ってはおりますが、荒唐無稽な案ではもちろんありません。

○清水委員 まず、何を心配しているのかと言いますと、KPIです。当然のことですが、これは代表質問でも申し上げました。確実な明確な資料に基づいてKPIを設定する、それがまずは大切であるということです。

それと、知事は、今おっしゃられた中で、非常に将来の期待のことを大きく大きくおっしゃいましたけれども、例えばこの地でコンベンションをやるのか、もしくは奈良市に今回コンベンションをつくられますけれども、当然ながら、奈良市でもつくりこちらでもつくりということになると、どういうすみ分けをされるのかも今後、ご検討が必要だと思います。

なおかつ、私もこのNAFICの条例関係を読んでいたのですが、この条項には経営審議会がないのです。どういう方針で経営をしていくのかという審議会がまず置かれていません。なおかつ、これはフードクリエイティブ学科の定員割れの状態が2カ年続いていて、現状20人の定員のところ、13人しかご応募がない、これも今後に期待してくださいという話をされても、そのとおりに行くかどうかわからない。なおかつ、今本当にこのセミナーハウスをつくる必要があるのかも、少し疑問だと思います。

今申し上げたこの2点、募集要員に達していないということと、それと経営について、この議会の中で当然のことながら審議をしなければならない。その審議に対する資料があまりにも脆弱だと思います。将来構想をもっときちんとこちらで議論をするための資料提出が欠けていると思います。この点についてはいかがでしょうか。

○荒井知事 今おっしゃった点は、おおむねそのとおりだと思います。一つは、経営について、あとKPIなり目標を立てるだけでうまくいくわけがない、そのとおりです。今、努力する方向を一端申し上げました。それをフォローする組織が要るということも、今、経営審議会という形でおっしゃいましたけれども、それもそのとおりだと思います。

このような運営に当たって通常一番大事な、指定管理を受ける人の能力で随分左右されるのが現実です。いい指定管理者が出てくるかどうかには全力を尽くしたいと思います。

ども、県の社会教育センターも指定管理者を変えると黒字になったということが実際にあるわけです。だから、今までは直営で何をやってたのかということに逆になるわけです。

経営審議会も、フォローする意味では大事ですので、そのような類似の組織を設立することも考えていきたいと思います。

指定管理を監視するといいますか、フォローすることは今、新県営プールでやっていることです。運営の様子を毎月、月次で報告をいただいて、それは私のところにも届いています。ここでも当然、そのようなことを私は想定していますけれども、経営審議会に任せるとはなしに、むしろ経営の実績を持ってくるようにという監視をしていきたいと思います。これは十分資料の中で提示されなかったのは大変遺憾です。申しわけなく思いますが、経営の監視、指導というのは大事なことです、そのように努めたいと思います。

そのような中で、先ほどオーベルジュのレストランは好調だと申し上げましたが、食のシェフの学校は定員割れをしています。2年コースですので、原因を探っていますけれども、何せ新しい学校ですので、就職をされ始めますと定着するように考えています。この学校を出られた方のレベルは相当高いものが予想されますので、今、学校に通っておられる時期から、レストランでアルバイトでいいから来てくれという引き合いもありますので、そのような実績が定着すると必ず定員が埋まってくると思っています。農と一緒にやっている学校だ、食と農の学校だというのがみそですので、農のほうは定員を上回る状況です。

学校ですので、食を大事にして、奈良の食の文化を向上させる、奈良の食材の消費を上げる、また、奈良の観光のグレードを上げるという目標ですので、オーベルジュとレストランに来られる方の数から見て、また、そのほかで奈良の食の今の評判が上がってきたことを見ても、戦略といいますか方針は十分ヒットしてきているように思うところです。

定員割れについては、できるだけ早く回復するように努力をしていきたいと思います。

○清水委員 では、少し違った観点から質問をします。

先ほど経済労働委員会でこの2枚の資料、それと今回、重要なプロジェクトとして、主要事業として提出いただいたNAFICの資料がこれです。今回、NAFICの予算については、Bゾーンの造成、建築、設計として4億3,900万円、それと、A、Cゾーンの基本構想として2,000万円、合計の4億5,900万円が予算計上されています。今、申し上げましたように造成計画、東京や大阪でもいろいろ問題が生じておりますけれども、本件に対する造成がわかるような資料提供がありませんでした。NAFICだけで

はなく、その他主要事業についても、図面でもって判定できる資料の提出がないのです。そういうことで私は、3月17日の最終のときにご意見を申し上げたわけですが、ひょっとすると理事者側は、わかってくれるであろうという期待感でもって委員会を開かれているのではないのかと思ってしまう。

造成計画をつくるに当たって、最低でも必要な切り盛りがわかる縦横断図と一般構造物、それと土地の地勢がわかるボーリングの調査図であったり、あとは過去に大きな地震による被害があったかなかったなど、いろいろなことが考えられるのですけれども、もしも図面もなしにこの委員会で、それを議論せずに予算を通してしまったら、何を根拠にこの委員会で決めたのかということが、我々議会の議員としても問われるわけです。なぜ提出されなかったのかを、まずもってお伺いします。

○荒井知事 造成計画の工事費の要求の根拠になる図面あるいは設計などは、当然提出すべきだと思います。今度の工事費の要求額は、概略設計に基づいてつくったと聞いていますけれども、その概略設計がなかなか理解が浸透するほどの内容になっていなかったという指摘ではないかと思います。

造成設計自体については8月の完了を目的にしていますので、12月補正予算で造成設計の経費を計上しましたので、それに基づいて造成設計をさせていただく。また、2月補正予算で造成工事費を、矢継ぎ早であるように思いますが、その間、このような工事が必要だからこのような予算が要するという十分な説明は、当然我々責任を持ってしなければいけませんので、この議会で間に合わなかったのは大変申しわけなくおわび申し上げますが、必ずご理解いただけるような設計図、また根拠をお示しさせていただきたいと思います。おくれて申しわけございませんでした。

○清水委員 私も昔は行政の仕事をしていましたので、仕事の手順はわかっているつもりです。基本計画をやって、現地の測量をして、基本計画図をまずつくる、それから実施設計に順次入っていく、その手順はわかります。では知事、現地の測量をいまだにされていないのですか。そんなことは私はないと思います。現地測量をして基本設計をやれば、概算の図面はできるわけです。できなければこのパースは描けません。このパースを描こうと思えば、もとなる図面が必要なのです。ですので、その造成の概要でもわかる書類を予算審査特別委員会に提出しないということは、予算審査特別委員会は一体何を根拠にこの予算を認めたらいいのかという、そもそも論が崩れてしまうわけです。

ですので、なぜそれを出されなかったのかを問わせていただいています。再度お願いし

ます。

○荒井知事 今までの造成設計の経費、また造成工事費は、概略設計に基づいてやりました。パースも、概略設計で地形を見ると、ここに道路をつけて、ここを造成すれば工事はできそうだと、外見的な評価があります。私も何度もそこには行きましたし、上にも立ちましたので、私ごときが立つと全く素人ですが、そのパースを描かれた方はきちんとした設計士です。多分一級建築士の資格を持っておられる方だと思います。その方が、現地の外形的なことでそのようなパースを描くことができたということですが、造成設計をするためには多少の地面をさわらないとできないようには思います。地面をさわること自身も予算が要ることですので、清水委員が手順とおっしゃいましたのは、設計費を出して、その設計費で土の調査をして、それでどの程度土がかたいかやわらかいか、危ないかということで工事造成費を積み上げていくのが普通の手順だと思います。その間の作業が十分でなかったというご指摘です。時間的に短かったことも、そのような拙速であったのかと私は今の時点では想像するわけですが、内容が十分でなかった点は再度おわび申し上げますが、それを埋めるべく資料を必ず出させるようにさせたいと思います。

○清水委員 今、東京や大阪でいろいろな議論がされています。特に大阪は、私はあれはいかななものかと思ったりもするのですが、例えば今、4億数千万円の予算を計上していて、ボーリングの調査データもない、図面もない、切り盛り図もない、そんな状況で、大事な予算を決める予算審査特別委員会にそれすら提出をされない。それでもしも皆さん、ほかの委員さんがどう思われているか、私は理解はできませんけれども、それでもし認めたとすれば、次に変更が出てきたときに何を根拠に変更にするのかということなのです。ですので、必ず手順が必要だと申し上げています。図面の審査もしない、図面の内容の構造物の審査もしないで、もしも土の中から8億円相当のごみが出てきたとか、そんなことになり得ることもあるわけですし、ごみが出なくても岩盤が出るとか、大きな転石が出るとか、それによって造成の費用が大幅に変更される可能性もあるわけです。ですので、そういうことを調査した上で造成工事費は計上されるべきなのではないのですかと申し上げているわけです。

ですので、それらを度外視して、順番にやらないと、最終的なことが見えないわけですよ。ほかの会派の皆さんがどう考えているかはわかりません。今、多分インターネットで私の話を聞いていただいている方もいらっしゃると思います。奈良県の議会は、そういう資料も何にもなしに予算を認めるのかと思われてしまいますので、そのことだけ申し上げ

て、私はこの案については反対をさせていただきます。以上です。

○太田委員 高畑町裁判所跡地の整備について質問します。

まず最初に、この高畑町裁判所跡地の整備予定地は、昨年12月に都市公園、奈良公園に編入されましたけれども、その経緯と理由について、お伺いをします。

○荒井知事 高畑町の経緯ということで、ご紹介いたします。

高畑町裁判所跡地といわれているところですが、国の要請があり、平成17年に県が古都法第11条に基づき買い入れた土地です。当該土地は、ご案内のように土塀などの老朽化が著しく、竹林などが鬱蒼として荒廃した状況になっています。近隣地域は奈良公園です。その後の平成24年2月、ここをどのようにするかということを、奈良公園基本戦略で議論をしていただき、当該地を有効活用して今の鬱蒼とした雰囲気はなくすことが、奈良公園の価値を高めるものとして位置づけられてきたものです。

具体的には奈良公園整備検討委員会で議論を重ねられ、昨年10月21日には、庭園遺構の復元と、興福寺の子院があった往時をしのばせる宿泊施設の整備は、ゆったりとしてその価値を高める上で公益性が高いということで、公園施設として整備し、維持管理することが望ましいという結論が出たわけです。

そのような結論に従い、昨年12月27日に奈良公園に編入したものです。

○太田委員 ここに宿泊施設、ホテルを建設する計画も出ていますけれども、このことと、この奈良公園への編入は関係があるのでしょうか。

○荒井知事 どういうご質問の趣旨かわかりませんが、この地域は、往時は茶室とか接客施設があったわけですが、そのようなたたずまいと利便、機能を残して奈良公園の一角として整備をするのが適当だと言われるのは妥当な結論だと思います。奈良公園のたたずまいを整えた上で整備をしろというのは、奈良公園の中に編入する動機になったものだと思います。

ホテルのイメージですけれども、いろいろな国に我々が交流で行きますと、そのまちの一番上等なホテルで会食をしたり会合するのが常です。奈良において、そのようなホテルは、なかなか見当たらないわけですが、迎賓館機能のあるホテルというのは、お金持ちだけが泊まるのではなく、パブリックであることが前提になっています。まちの人がそこを利用することが前提になっていますので、ホテルの意味は多岐的になりますけれども、迎賓機能のあるホテルは、各地に必要なホテルということです。ここは、公園の一角を占める場所ですので、そのような機能も期待されての公園整備検討委員会のご指摘と思

っています。

○太田委員 知事は、さきの代表質問においても、ここで宿泊施設が建てられる根拠として公園施行令の第5条第6項を、ここで便益施設の一つとしてこのホテルが建てられると、解釈されていらっしゃるかと思うのですけれども、私はこの都市公園施行令第5条だけではなく、第8条、ここには公園施設に関する制限が設けられていますけれども、この部分についてお尋ねをします。

ここでは、「都市公園に宿泊施設を設ける場合においては、当該公園の効用を全うするために、特に必要があると認められる場合のほか、これを設けてはならない」とこのように書かれており、普通に読みますと、原則的には建ててはならないと受けとめられると思うのです。国土交通省都市局の公園緑地・景観課監修の「都市公園法解説」というものがあり、都市公園施行令の第8条第4項は、都市公園に宿泊施設を設ける場合において起きる制限を規定しているということで、仮にこの宿泊施設が必要であると認められても、解説の中では3つの類型を示して、ホテルや旅館等の施設に制限をかけられています。さきの代表質問でも、宮本議員から質問させていただきましたけれども、この3つというのは、1つ目は海岸や臨海など、小・中学校生徒の研修に通う場合、2つ目が市街地から遠い青少年の林間宿舎を設ける場合、3つ目が大面積の公園で周辺に旅館、ホテルがない場合、この3つを挙げたわけですが、知事はこの3つに該当するとお考えなのか、その点についてお伺いをします。

○荒井知事 先日の代表質問で宮本議員がおっしゃったのは、大変大きな誤りがありました。3つに限ると説明されましたが、これは例示であります。3つに限ることはないと再度お答えしようと思いましたが、そういうチャンスはありませんでした。ここではっきりと申し上げておきますが、この3つは例示であります。それ以外のものを建ててはいけないということは、どこにも書いていません。

なお、このときの法改正の経緯を申し上げますと、それまでは簡易な宿泊施設となっていました。簡易な宿泊施設を、「簡易」を取って単なる宿泊施設ということで、上質な宿泊施設もいいという法改正になったわけです。その中で、公園の中で、いわゆるラブホテルなど派手なホテルを建ててはいけないという仕切りがあり、そういうことをしてはいけないと重々に諭す法の解釈の内容になっていると思っています。

今度のホテルは、そのような法の趣旨にかなうものであるかと思っています。これは優先交渉権者が決まったときに出された吉城園周辺のパスですが、この地域ですので余り造成

調査をしたものではありませんが、このように全く風情が損なわれないきれいな地域になります。高畑町裁判所跡地も同じことです。都市公園の中にふさわしい宿泊施設のたたずまいになることを期待しています。

また、吉城園の例ですけれども、これは造成工事がなくても調査で想像できるわけで、太田委員ごらんになってください、このように、中も大変風情を残したやり方をされるわけで、高畑は建物はありますが、昔の往時をしのぶたたずまいを条件にしていますので、高畑においても、このような風情がある環境が立派に再生されるものと思います。

そのような中で、法の解釈、あるいはこの解説の解釈ですが、はっきりと申し上げておきたいのは、宮本議員が言われたのは、3つしか認めないのにそのどれに当たるのかと、きょうの質問もそうです。限定列举と例示列举の2つがあるわけで、これは例示列举です。法令では宿泊施設、簡易宿泊から宿泊施設と改正をした後の解説ですので、ぜひその点をご理解願いたいと思います。

この列举された、1つは海岸、林間等の都市公園に小・中学生の生徒の宿泊といったこと、あるいは市街地から相当隔たった大面積の都市公園、また、3つ目は市街地から相当の距離がある大面積の都市公園でという、その例示自身も大変限られた例示ですので、都市の近くにある都市公園という例示の対象にもなっていないものです。奈良公園の中でこのようなたたずまいのホテル、ホテルの機能はそのまちの顔ですので、賓客をお迎えする、議長でも、議員の皆様でも、お迎えをしていただく機能がないといけないというのが各都市の常識になっており、奈良公園があるのにどうしてそのような施設をつくらないのだろうかと言われて久しいので、そのようなふさわしい施設になるものと思っています。

○太田委員 先ほど3つの例示を挙げましたけれども、知事はこれには当てはまらなないと、あくまでも例であって、知事の考える上質なホテルというのは認められるというお考えですけれども、私はここに挙げている例示と先ほど知事が示したイメージの図とは、あまりにもかけ離れているのではないかと思います。

なぜ都市公園でのホテルや旅館等の設置に制限をかけているのか、解説の中でありますけれども、都市公園のホテル、旅館等については、一般の宿泊者を対象にして専ら営利本意に運営されるおそれがあるので、その施設について特に慎重を期すため、この第8条第4項の制限が設けられたものとしてしています。公施設たる都市公園で旅館、ホテル等の営業を行わせることは極めて問題が多いところ、このようにも指摘をしており、都市公園が公共施設であることを強調して、宿泊施設による営利本意の運営には慎重を期する

よう管理者に求めている、私はこのように解釈をしています。今回のホテルの計画は、まさにこのように営利本意に運営されるおそれがあるのではないかという心配の声もありますけれども、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○荒井知事 心配されている方は、すぐ横で自分の保養所を持っている方が中心になっておられるのです。あのあたりは、自分のお客さんだけを泊める、ほかの一般の客を泊める施設はだめだと、こう言っておられる方なのです。太田委員をはじめ日本共産党の皆様は、そういう方を応援されているわけで、多少理解に苦しむことがあるのです。

○太田委員 その方の声を紹介しているわけではないです。

○荒井知事 その人の声も入っているのでしょうか。

○太田委員 それは知りません、私は。

○荒井知事 入っていないのですか。

○太田委員 はい、それは知らない。

○荒井知事 入っていない。それ以外の方。

○太田委員 そんな、以外の方かどうかはわかりません。

○荒井知事 わからないというのは、おかしいことですね。だって、その人が出されたのが、2万何千人も、その人が集められた投書ですよ、何かすごく変わったことを書いておられますが、原始林を壊す、鹿がいなくなるのなど、ありもしないことを書いておられます。

○太田委員 いや、何か全然違う答弁です。

○荒井知事 いやいや、同じことを言っているのです。

○太田委員 都市公園の話。

○荒井知事 答弁権がありますから、きちんと聞いてください。

言いたいことは、そんな風情がなくなることはありませんと、この都市公園にふさわしい施設をつくりますということを繰り返し言っているわけです。このホテルの意味は、パブリックになるわけで、保養所とは違いますと言っているわけです。営利を目的とした宿泊施設、自分だけで囲うのは、それこそ公園の隣接地でありますけれども、営利以上の自分たちの客だけということ強調したかったわけなのです。営利を目的に運営していただくのはいいですけど、県有地ですので、奈良公園の、ほかには四季亭や江戸三など、今まで公園の一角を、それこそ営利を目的とした宿泊施設に貸し出している例が、数少なくあるわけなのです。立派に奈良公園の風情を保ちながら旅館や料亭をしていただいています。

す。これまでたまたま経営者のご努力で達成されたわけですので、ここだけおかしいよと、四季亭はいい、江戸三はいい、でもここはだめだと言われることがよくわからない。自分の保養所のそばに立つからではないかと、勘ぐってしまうわけです。その人の味方をしないのだとおっしゃるのは見識で大変結構なことです。市民の皆様にご迷惑なところがあるのかと私はこの場で申し上げたい。江戸三がたたずまいを整えて営業されているではないですか、四季亭も立派な旅館で、あれは県有地です。これも県有地ですので、そのような営利を目的とするのみの営業はしないように、県有地を保持したままできるわけですので、都市公園の管理というものがあると、まさしくこの迎賓機能もある、ふさわしいよい宿泊施設になることは間違いないと思います。

○太田委員 私は、都市公園施行令に基づいて、この宿泊施設が建てられることが可能なのかどうかについてお尋ねをしています。

この宿泊施設の施設に当たっては、公園審議会の意見を聞くなど慎重な手続によって決めることが必要であるとも書かれていますけれども、今回のホテル計画について、例えば先ほどから私が申し上げています施行令第8条の宿泊施設の制限について、審議されているのかどうかについてお尋ねします。

○荒井知事 答弁がずれているかもしれませんが、四季亭は荒池で、浮見堂の近くにありますが、立派な都市公園の中の宿泊施設です。あれは太田委員はどう思われますか。

○太田委員 待ってください、私が、聞いていることについて答えてください。

○荒井知事 同じではないかということをお願いしたいわけです。同じようなものなのに、どうしてこちらはよくて今度のはだめですかということをお願いしたいのです。その順々に都市公園審議会に諮って、今度は文化庁も関係します。手続は十分いたしますよということを行っているわけで、これは市民に対する言い方ですので、市民の方は、なかなか法律違反だなどということをおっしゃられる方は少ないわけです。風情が悪くなるよ、原始林がなくなる、鹿が来なくなるという投書をご紹介されて、我々は、それを見ているわけですので、そういう方にお答えしようと思って今、こういう問答をしているわけですので、一方的にならないようにやるのが我々のこの機能ですので、それは大事なことだと思います。

だから、一定、ご質問も大事だし答弁も大事だと私は思いますので、結論を申し上げますと、都市公園の中に建てる宿泊施設は、当然例がありますし、建てられます。それが上質で風情を損なわないようにすることは、万全を期すべきだと思いますので、そのことを

改めて申し上げたく存じます。

○太田委員 私は、都市公園施行令に基づいて、この公園が設置することが可能かどうかということについてずっとご質問をさせてもらっているのです。

私の先ほどの質問ですけれども、宿泊施設を設ける場合には、都市公園審議会の意見を聞くなど慎重な手続によって決することが必要であると「都市公園法の解説」にも書かれていますから、このことについては審議会などで、私が先ほど申し上げました施行令第8条の宿泊地の制限について、議論されたのかどうかについてご答弁をお願いします。

○荒井知事 当然、この施行令の範囲に入っていると、先ほどしつこくなるほど申し上げたつもりでしたが、簡単に言いますと、当然設けることができます。その時の手続は十分かどうかということですので、私は今まで聞いている中で、十分の手続を経ているように思いますけれども、改めてそれが発生しているかどうか、事務的にもご説明申し上げたい、報告になるかもしれませんが、申し上げる機会をいただきたいと思います。

○太田委員 私も、高畑町裁判所跡地についての議事要旨、過去のものを見せていただきましたけれども、宿泊施設に書かれていたのは、平成27年8月7日、第10回の地区整備検討委員会の中で、周辺の宿泊施設と単価が1桁違う施設であれば、他の宿泊施設と競合しない、また、高級な宿泊施設は、本人だけでなく周囲のいろいろな方まで連れてきていただけるので、ぜひ誘致してほしい、このように書かれています。私は、先ほど3つの例示を述べさせていただきました。知事はこれには当たらないと言いましたけれども、本来であれば周辺に宿泊施設があれば、当然この部分についても議論があったのではないかと思いますけれども、この点は恐らく議論されていないのではないかと、このように思っているところです。

都市公園の宿泊施設の設置は、要件を示して制限されているのに、肝心なことが審議されていないという心配があります。本施行令第8条第4項が求める宿泊施設の要件が満たされていないと私は思っています。名勝奈良公園の良好な景観、環境を保護したい、これは私たちも当然同じ思いですけれども、法をすり抜けて計画地を、この都市公園の中に入れることによって宿泊施設を建設するというやり方は、私は県民の理解を得られないのではないかと思います。ホテル計画は一旦見直して、奈良公園の維持活用について幅広い県民、文化資産の研究者と協議をして進めることを求めておきます。

以上で質問を終わります。

○森山委員長 答弁は求めますか。

○太田委員 結構です。

○荒井知事 答弁を求めているということですが、一方的な意見を言って打ち切る、そういう手はないですよ。議会としては、両方答弁した上で打ち切るのが礼儀ではないかと思います。

今の点を、簡単に申し上げますと、施行令の中でその3つに入らないからだめだとおっしゃる。3つに入らなくてもいいと、こう言っていますので、その点を再度しっかりと市民の方に言うておきたいと思います。

それと、先ほど都市公園審議会が議論したのかは、都市公園審議会そのものがないのだそうです。したがって、都市公園審議会のかわりに奈良公園整備検討委員会で議論を重ねてきたということになっていますので、都市計画審議会以上の議論が積み重なってきたと思います。以上です。

○中野委員 ホテル誘致の件ですが、金曜日に、いろいろなQ&Aがあり、よく理解はできているのですが、ホテル誘致について賛成の立場で申し上げますけれども、環境を壊すというような反対運動というか、署名が集まったということです。それが多いのか少ないのかという判断は私はできないわけですが、先日も申し上げたように、コンセプトは、奈良公園の環境を生かして、それにふさわしいホテルをつくろうではないかということだと思っております。その中で、環境を壊すということになれば、ホテルのコンセプトそのものが崩れてしまいますから、そこに誘致する意味が何もなくなってしまうということでもありますから、環境を壊すということには当たらないと思っています。

実は、若いころ、青年会議所運動に没頭して、今は前にお座りの山本委員とともに、一生懸命青年会議所を通じてまちづくりをさせていただきました。1990年に奈良県の青年会議所の会長をさせていただいたときに、当時、日本国で5万～6万人のメンバーがいました。その中で、いつも全国大会や近畿地区の大会などを、持ち回りするのですが、奈良県でも1回全国大会をやってみたいと言いながら、なかなかできなかった。それはなぜかといいますと、宿泊するところがない、飲食店も少ないわけです。もちろんコンベンションホールもないわけです。今回、県営プール跡地に2,000人規模のコンベンションホールもつくっていただけるということで、大変期待をしているわけですが、このホテルも含めて、私たちの夢でありました。そのことが原因で開催できないという非常に悔しい思い、情けない思いをしてきて、とうとう荒井知事の手によってこの夢が本当に実現化してくるということで、非常に喜んでいるわけです。たまたま高畑のところでは

反対運動が起こったということで、何か冷や水を差されたようで、非常に残念な思いです。

とはいうものの、公園内にそういう宿泊施設を持ってくるという画期的な試みは、今までなかった発想をやってもらうわけですから、心配する人もできてくるのは当然なのですが、この前も申し上げましたけれども、私の周りには問いかけて来られる方がたくさんいます。でも、先ほど申し上げましたように、環境を壊せばホテルそのものの進出してくる存在価値も何もないわけですので、そのことをしっかり説明すれば、皆さん、なるほど、そうですねとおっしゃっていただいています。ですから、反対の署名が集まったといいますが、賛成の署名もしてみたいものだと思うのですけれども、いわゆる声なき多数、サイレントマジョリティーという言葉が使われますけれども、そういう方や賛成の方は、もっとたくさんいらっしゃるようにも思っています。

経験のことも少し申し上げましたけれども、ぜひともこの吉城園と高畑の2カ所のホテル誘致について、これからも手を緩めることなく進んでいただきますようお願いを申し上げます。一言あれば知事からお願いします。

○荒井知事 世の中、反対される方もおられるけれども、このように賛成していただく方もおられるということで、民主主義はありがたいと思います。今、中野委員がおっしゃられましたように、風情を壊さないというのは大きなことですので、それを肝に銘じて進めてきたつもりですが、それでも、自己の立場を中心に反対される方はおられ、それは自由ですけれども、その先棒を担ぐのはそれぞれのご見識によると思いますので、私は、ここでの議論は大変心強く今、承りましたので、心して進めさせていただきたいと思う次第です。

○岡副委員長 私で最後のようなので、よろしくをお願いします。

まず、第1点目は、先ほど来、議論されていますので、簡単に済ませたいと思いますけれども、今回、この監査委員条例の改正について、念のためにもう一度、知事からご答弁をお願いしたいと思います。若干かぶりますけれども、容赦願います。

といいますのは、現在、国がこうやって改正案が国会に提出されて議論中に、今回こういう形で条例改正案が出てきたわけですが、一つはこのタイミングが、先ほども説明がありましたけれども、ここしかなかったのかの確認です。

それと、もう一点は、今回、これに基づいて条例が改正されれば、常勤が2名になるという話ですが、このことについて、先ほど来も議論が一部ありましたように、会計検査院から来られるわけですが、現在、県OBの常勤がいらっしゃいます。このこ

とについて、こういう形の監査委員を今後も続けるご意思なのか、どこかでそれを修正されるお考えがあるのか。

私の意見を言いますと、今、国でも言っていますように、この監査を強化することについては大賛成で、そのためには常勤2名というのも十分理解できることだと思っています。ただ、どういう方に頼むのが一番大きいわけで、今の監査委員の選ばれ方ですね。今度、国会で法律が通れば、かなり変わってくると思うのですけれども、その向こうを見たときに、知事は将来の監査委員の本県のあり方をどのようにイメージされているのか、それも含めてお答え願いたいと思います。

○荒井知事 常勤監査委員を、1名から2名にふやすという条例改正、書き方は知事が決める、指定するということですが、タイミングについては、地方自治法の改正案を読みますと、その方向に全く沿っているように思いますので、先ほどの阪口委員のご質問もありましたが、遅くするという要請はないわけです。早くするのがむしろ望ましいこと、善は急げのことだと思います。

もう一つは、今の監査委員の定数は、法律で4名と決まっていますが、その中で議員は2名または1名となっています。奈良県では2名になっていますが、これは地方自治法が改正されれば、みんなで議論しなければいけないことになります。そのときに、さらに加えて現在常勤1名になっている、見識あるものの委員のうちから1名とする。各県の対応を見てみますと、条例で決めているところが多くなっていますが、決め方は2名と決められるところと、少数ではありますけれど1名ともう既に決めておられるところと、さらに、知事が決めると決めておられる県と、その3通りがあるようです。

したがって、現実にそういう識見のある人が出てくるかどうかは勘案して、地方自治体独自で考えなさいということが今回の条例改正になったわけですので、今までほかの県も、そのように条例で2名あるいは1名、あるいは知事の指定と既に決めておられる県もありますので、最初の県というわけでもありません。タイミングとしても、別に早いわけでもないように思っています。

今後の体制については、先ほどの議員の2名または1名と法律でなっているのを2名と奈良県では決めているわけですが、地方自治法の改正は、議員はむしろ議会の監査機能を向上させると、質的なほうへ特化していただくという考え方も出ていますが、これは議会と、また理事者で協議をして決めていかなければいけない課題だと思います。

その中で、職員の出身は1名以内ということになっていますので、それはクリアしてい

ますのと、それはあまり変わらない状況になっていますけれども、1名以内ということは法で決まっていますので、その範囲の中で奈良県の委員の任命方針をどのようにするか、これから法が施行されるまでの議論であろうかと思っています。

○岡副委員長 今、この件に関しては、国レベルではまだ進行形の中ですので、最終的にどういう形に仕上がるかということもよく見ておかなければならないと思いますけれども、私の個人的な意見を言わせてもらいますと、職員OBにしても、議選の監査委員にしても、それを執行もしくはチェックする立場にある人間が、さらにその監査委員となって監査するということは、議会も監査の対象になってくるわけですので、それらを考えると、もう議選の監査委員はいなくてもいいのではないかと思います。それと、職員のOBも、もちろん全く否定はしませんけれども、どちらかという過去自分たちがしてきた仕事に関連するところを今度逆の立場で監査しなければならない。それこそ場合によっては、手心を加えるおそれもあるわけです。だから、やはり全く関係のない、専門性と独立性を担保できる人を必要なだけ置く、それが一番、これからの監査体制としては望ましい形ではないかと思っています。

特に常勤はやはり、私は、そういう意味において2名しっかりした人を置いて、専門的な立場から中立性を確保しながら監査していただきたいと思いますが、もし知事、私が今申しあげました意見について、何かございましたら。

○荒井知事 考え方としては、本当にそのとおりだと思います。

○岡副委員長 私も当初、この案が出てきたときに、事前にいろいろな話を聞いていませんでしたので、先ほど阪口委員が指摘されたように、最初は、60歳定年で国から来る、今はやりの何とかではないかと正直一瞬思いました。しかし、その後、いろいろとご意見を聞いていく中で、また、きょうの議論を聞いている中で、そうではなくて、監査制度をより強化するための手順であると理解をさせていただきました。

では、次の質問に入ります。

次は、県の防災会議または避難所運営等について、以前から私どもも、女性の方を登用していくべきではないかと申し上げてきました。昨今、国では、2020年を目標に、この女性の比率を30%を目標にして取り組むという話も出ています。今まで現場の声として、全国の声として聞いてきた中で多かったのが、何とんでも女性の声が現場の避難所運営とか実際具体的なところでなかなか反映されていなかった。また、具体的に手が打たれていなかったという反省がたくさん聞かれています。

したがって、これからの県の防災等の会議も含め、また、避難所の運営においても、もっと的確に、できるだけ速やかに女性の方々の登用を前に進めるような方策を県としてもしっかりと取り組むべきではないかと思うのですけれども、そのことについて知事にお伺いします。

○荒井知事 女性の登用、女性の活躍をご支援するということは、これから大変大事な視点だと思います。とりわけ防災と避難所において、女性の支援なしにはできない事業だと思います。

防災会議と避難所の2つの組織ですが、現在奈良県の防災会議は60名の定員です。60名のうち51名、約85%がいわゆる充て職です。充て職ですが、2名は女性です。60名のうち、学識経験者や自主防災組織の方の中から知事が任命できる方が9名おられます。現在は9名のうち6名は女性に就任していただいています。せめてもの、指名権を行使してふえてきている実情にあります。全体としては、充て職の方は男性が多いので、女性比率はまだ低いです。

一方、避難所については、避難所の運営自身は女性の手、とりわけ体が動かせる女性の手がないと、食事にしろいろいろな手当にしろかなわないのが実情です。避難所の運営は、市町村が専ら避難所を指定したり運営の責めを持たれるわけですけれども、県としては、防災マニュアルあるいは避難所運営マニュアルなど、ガイドラインのようなものをつくって、これ市町村に差がありますので、避難所も十分指定されていない市町村もある一方、十分案内も行き届いているところもあるのが実情ですので、市町村に成りかわって県が仕事をするわけにはいきませんが、差があることを知っていただいて、市町村と一緒に、共通認識にして、同じようにいいことをまねていただくことを進めたいと思いますが、この避難所運営についても、女性の任命と活躍の場を持っていただくのは、当然必要であろうかと思えます。

防災会議で直接県が行う事業と、避難所運営、市町村がされる事業の支援、間接的になりますけれども、防災会議の役目は、防災計画をつくって防災情報を収集して相互の連絡という大変な事務的なことを行いますけれど、そのときに60名の大きな組織ですので、どうしても生活の避難現場の視点が抜け落ちる可能性もあります。女性の視点がきちんと入るように、また専門防災員、専門員を置くことになっていますので、そういう仕事が特化されて具体的に見えてきましたら、有能な女性の方を指名したいと思います。

このような実情ですが、議員お述べのような女性のリーダーの活躍の場であろうと思

ますので、そのような観点で、県の立場を利用してできることを進めたいと思います。

○岡副委員長 知事はもう十分ご理解されていると思いますが、ある新聞の記事で、先進国でありながら日本の災害支援はおくれている、女性への配慮が足りないという指摘がたくさんあったという話がありました。特に国際赤十字などが提唱する人道支援の国際基準、スフィアスタンダードというそうですけれども、避難所の居住空間や衛生面などについて弱者への配慮事項を細かく定めているが、日本の達成度は決して高くないという指摘もされています。

ですから、国際的な避難所のあり方についても、奈良県だけでなく全国的にそうだと思いますけれども、ようやく国も、当面2020年までに30%という数字を打ち出して、女性が現場で、女性でないと気がつかない手を打ってあげることが非常に大事であるという認識だと思いますので、県としても知事筆頭にしっかりと推進役をお願いしたい。そして、もし万が一災害のときも、弱者の方や女性の方が少しでも安心して避難生活ができるように、環境確保のためにお力添えをお願いしたいということを要望しておきます。

次の項目に入りますが、先般、私は、CLTという建築材料を視察してきました。その前にもNHKの番組で見ており、この現場に行って、本当に画期的な取り組みだと実感しました。奈良県からも幾つか団体がその会社に視察に来られている、また、県の職員も現場に行かれていると聞きました。

そういう意味においては、非常にありがたいことだと思いますが、この状況をざっくり申し上げますと、CLTをつくるための一定の規模の工場をつくるとすれば、大体30億円から40億円の投資が要するという話も聞いてきました。全国で何カ所かあるのですけれども、残念ながら紀伊半島にはまだこういうものが、どなたもまだ具体的に進められていないということですが、いわゆる和歌山県、三重県、奈良県という紀の国であるこの紀伊半島の中で、CLTに取り組む事業を何とか立ち上げて、サポートをしながら、そして、今の悩みである木材の活用ができていないところの少しでも突破口になるようなものに進めていけないかと。いろいろと課題があることはよくわかっています。多分知事もいろいろとご存じとは思いますが、ここで最後に提案したいことは、紀伊半島の知事会議が行われていますけれども、そこで、この3県でCLTの工場整備等についてテーブルに乗せていただいて、1回議論をしてもらったらどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○荒井知事 CLTは、このような板を、木目を交互に組み合わせる強化する材料、先日、岡山県の事業者の方が来られまして、CLTで地方創生を実現する首長連合に入りなさい

ということが入ることに決めました。

よく聞いてみますと、大変高層のビルもそれで建てられる一方、なかなか注文が少ないといった事情であると聞いています。しかし、木を使った高層建築もできるということは、大変有望な建築材であると思いますので、勉強したいと思いますが、とりわけ岡山の業者が大変先導的にいろいろなことをされています。奈良県の事業者が奈良県で商売されるだけである必要はないわけで、奈良県の木材を使っただけでいいことができれば、あるいは紀伊半島の木材を使っただけでいいことができればありがたいことですが、まずCLTを使うような建築物がどんどんできるようにならないといけないと思います。

それで、紀伊半島は木材がたくさん多いですので、大変弱い木材でも組み合わせることによって、とりわけあまり売れない、B材と言われる、集成材にも使われるようなところはこのCLT材に使えるといったマーケットが出てくる可能性もありますので、紀伊半島の知事会議でも提案したらということですので、この夏ごろにあると思いますので、そのように、勉強するように提案したいと思います。

○岡副委員長 早速ありがとうございます。期待をしていますので、リーダーシップでお願いします。

この間、この資料をいただいたのですけれども、農林水産省、国土交通省、両省がこのCLTについて、さらに積極的に国としても取り組むという情報です。地域のモデル施設にするために、2018年度までに官民間問わず各都道府県で最低1棟以上のCLT建築物を整備することを決めたと。現在国は、支援を受けたCLT建築物は、完成見込みを含んで36都道府県で107棟あるそうです。各都道府県で、CLTを使った公共施設を国としても積極的に推進していくとされているようですので、流れは今、そういう方向にあると思います。今、知事も言われたように何といても川下の問題が一番大きいわけで、これが消費されないとうまくいかないわけです。この間、我々が視察に行きましたその会社は、CLTの生産は1週間でわずか2割ほどの時間しか動いていないわけです、あとは休んだままです。どうしてなのかと聞いたら、それ以上注文がまだないので。最近では海外に販路を求めて今、広げているところなのですよという話も聞きました。

これから未来性があると思うのです。日本で消費されなくても海外という手もあり、この紀伊半島にある木材を製品化して、どんどん商品化される道さえつければ、農山村はころっと変わってくるので、ぜひその点、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、県営住宅について、知事に要望方々お尋ねします。

本県の県営住宅は古いもの、そしてまだしばらくは使っていかなければならないものといろいろあるようですが、特にすぐに取り壊して建てかえるものでない鉄筋の4階建て、5階建てでまだしばらくは使っていかなければならないものの中で、最近、傾向として高層階の部屋がなかなか活用されていないと思われます。これらの高層階の階層の活用方法の一つの考え方として、例えば若い人が住みやすいような、また喜んで住んでいただけるような、そういうリフォームもあってもいいのではないかと。

また、県営住宅は今は福祉政策になっていますが、発想を変えて、いろいろな人たちが住めるようなまちづくりというテーマの中で県営住宅を活用しながら、建てかえはもちろんですけれども、今あるそういうものも新たにまちづくりに組み込んでいくための方策の一つとして、高層階のあり方というものにこれからしっかりと取り組んでいくべきではないかと思ひます。

そういう意味で、一つの案として、2部屋をぶち抜いて少し大きくするとか、もしくは若い人が喜んで入ってくれそうなものにするという方向性が考えられないものか、その点について知事にお尋ねします。

○荒井知事 今、県営住宅、ほかの公営住宅もそうだと思いますが、4階、5階建てになりますと、3階以上は高齢者の人は嫌われる傾向があります。一方、エレベーターがあると、10階でも上のほうまで埋まってしまうということがあります。5階でもエレベーターをつければいいのですけれども、今の躯体ですとエレベーターもつけることができないので、岡副委員長がお述べのような4階、5階の余っているところを、若者は足が丈夫だからそこを使ってもらって、多世代同居の公営住宅にしたらという発想は大変すばらしいと思ひます。

全体として公営住宅は、30歳未満が3分の1、30歳代から50歳代も3分の1、60歳代以上が3分の1と、県の公営住宅は3分割されていますけれども、棟によってはいろいろ偏りがあるのが実情です。若者が住めるような県営住宅にするには、ご案内のように所得制限があります。若者に住んでいただくときの所得制限の緩和が必要かどうか、検討が必要かと思ひます。多少の緩和は国の法令でできることになっていますが、県営住宅の多世代化という方針を出さないと、やみくもに緩和はできないわけですので、そのような方向、平成29年10月に、住生活ビジョンを改定することになっていますので、新しく県営住宅の役割論という議論も深めさせていただきたいと思ひます。

○岡副委員長 早速そういう議論も、さらに具体的に突っ込んでやっていただくという答

弁ですので、私もそれですとしたいと思います。

なぜこのようなことを申し上げたかといいますと、私の住んでいる橿原市に県営住宅がありますけれども、夜ずっと周りを歩いていると、高層階はあまり電気がついていない。それから、もう一つは、自治会長の話をよく聞くのですが、何かお金を集めるのでも、上がったりが下がったりが大変ですということで、最近自治会の役員をやってくれる人がいない。高齢化してきて、自治会機能がだんだん弱ってきている、若い人がいてくれたらと。

それから、もう一つ思うことは、もし万が一何かあったときに、若い人が住んでいると、そこで頼れるわけで、地域は万が一のときは自主防災でやらなければならないわけですから、その自主防災機能を高める上においても、若い人が住んでもらえる、学生でもいいと思うのです、若い夫婦はもちろんいいわけですがけれども。そうやって若い人も入ってくれているまちづくりというイメージで、ぜひこれからの県営住宅のあり方を検討していただきたいとお願いして、質問を終わります。

○森山委員長 ほかに質疑等ございませんか。

ほかに質疑等がなければ、これをもって理事者に対する質疑を終わります。

それでは、採決に入ります前に、当委員会に付託を受けました議案について、委員の意見を求めます。

ご発言を願います。

○亀田委員 自由民主党会派を代表して、一言申し上げます。

奈良県は、ほかの都道府県に比べて、やっぱり観光資源が豊富にあるということですがけれども、今まで取り組みがそれほど盛んではなかったというところから、今回、ホテル誘致を機会に観光客の誘客の促進、それと、観光客が冷え込む時期に効果的なイベントを企画することによる観光誘客促進と、切れ目のない施策を打つということは大切なことだと思っています。

今、観光のことで一例を挙げましたけれども、ほかの案件についても、全てにおいて全庁挙げて知事を筆頭に取り組んでいただくことをお願いしつつ、今回のこの予算審査特別委員会に付託されました全議案については賛成とさせていただきます。以上です。

○粒谷委員 自民党奈良を代表して、意見を申し上げます。

本委員会に付託された平成29年度当初予算をはじめ条例案、その他の議案は、荒井知事が地域の充実を図り、くらしやすい奈良を創るための直面する課題に正面から取り組み、自主財源が乏しい本県財政運営の中で、県内での投資、消費、雇用の好循環を目指す経済

の活性化の取り組みや、県民ニーズの高い健康づくり、医療、福祉、介護の充実、少子化対策、女性の活躍促進、教育の振興など、暮らしの向上に資する取り組みに知恵と工夫を凝らしたものとなっているように感じています。

このうち、議第23号、奈良県監査委員条例の一部を改正する条例案については、監査機能のさらなる充実及び強化を図ることを目的として提案されたことですが、我が会派としては、先ほど知事の思いをしっかりと受けとめさせていただきました。その上で、本委員会において他の委員からも指摘がありましたように、監査制度の見直しを含む地方自治法の改正案は、今国会に提案されたばかりです。今後も議会選出監査委員のあり方などとともに、理事者と議会とが十分に意見していく必要があると考えます。

あわせて人口減少、高齢化、少子化が進み、予測できない経済情勢の中、奈良県をもっとよくするために今後も果敢にチャレンジを続けていただくことが必要であるということも申し上げて、本委員会に付託された全議案に賛成させていただきます。

○森山委員長 ほかに意見はございませんか。

○松本委員 自民党絆の意見を申し上げます。

自民党奈良、粒谷委員がお述べのように、本委員会に付託された平成29年度当初予算案をはじめ、条例案、その他の議案は、直面する課題に正面から取り組み、自主財源が乏しい本県財政運営の中で、経済の活性化や暮らしの向上に資する取り組みに知恵と工夫を凝らしたものになっているように思います。

また、同じく議第23号、奈良県監査委員条例の一部を改正する条例についても、監査機能のさらなる充実及び強化を図るため、今後もよりよい方策について理事者と議会とが十分に意見調整していくことが重要であることと、あわせて奈良県をもっとよくするため、今後も果敢にチャレンジを続けていただきたく思います。

私ども自民党絆においては、本議案に付託されました全議案に賛成させていただきます。

○森山委員長 ほかに意見はございませんか。

○清水委員 提案されました議第1号、平成29年度奈良県一般会計予算、この予算には投資的経費が約618億円を見込まれています。先ほども知事に申し上げましたが、判断するには資料が足りないと思っております。せつかくの重要なプロジェクトであるにもかかわらず、必要な図面添付がされていないので、私どもは予算の一部については、本当に判断しがたいと考えています。

したがって、議第1号並びに議第113号、そして議第119号、さらに、投資的経費

に関連する議第126号については反対を表明します。また、議第23号については、先ほども申しましたとおり、今の時期でなくてはならないという必然性を認められませんので、反対をいたします。以上です。

○太田委員 日本共産党です。

議第1号は、ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備など、認められないものがあるため反対です。議第17号は県費の教職員削減につながるため、議第20号は一般職の給与削減が認められないため、議第25号は消費税増税を前提としているため、そして、議第26号、議第27号は、マイナンバー制度が国民のプライバシーを危うくする仕組みであり認めれないことから、また、議第36号は、平城宮跡歴史公園の駐車場など、新たに料金が発生し利用者の負担がふえるため、議第44号は、安全・安心の確保のための奈良県基本条例ですけれども、治安の確保は警察の任務であり、地方自治体の本来任務ではないと考えるため、議第113号、議第119号、議第126号は国際芸術家村に反対しているため、議第18号は病院で働く職員身分の労働条件、住民サービスの低下につながることから、議第131号は監査委員の選任について選出の方法に賛成できないため、以上の理由から以上述べた部分については反対します。

○森山委員長 議第23号は。

○太田委員 議第23号については反対です。

以外の議案については賛成いたします。

○山本委員 創生奈良は、議長を輩出している5名の会派ですけれども、残りの4名で意見が分かれており、創生奈良としての賛否は個人に任せるということで、今ここで申し上げるのは、私と阪口委員の2名が予算審査特別委員会に入っていますけれども、その中でも2人が分かれているという、ややこしい意見を申し上げます。

議第1号の平成29年度奈良県一般会計予算は、私は賛成で、阪口委員は奈良大立山まつり、芸術家村予算などについて反対のため、反対です。議第23号も、常勤2人にすることは、税の無駄、監視機能が損なわれる、また人選の問題などで阪口委員は反対で、私は賛成です。それから、議第113号、議第119号、議第120号、議第126号についても、(仮称)国際芸術家村の予算に対して異議があるので、阪口委員は反対をします。私は賛成です。それ以外は、私も阪口委員も賛成ということで意見を申し上げます。

○岡副委員長 今回の予算ですが、大変財政厳しい中で、工夫されて新しいことへの挑戦も含めてやっておられるということで、基本的には評価したいと思います。

ただ、一つ懸念としては、財政が大変見通しが不透明な中で、今後ランニングコストもかかる施設もあろうかと思えますけれども、そういうことをしっかりと見ながら、これからの財政運営をしっかりとやっていただくことを要望して、一応今案については全て賛成をしたいと思います。

○山本委員 少し言い忘れたことがあります。

議第23号の監査委員の条例の改正ですけれども、阪口委員は反対で、私は賛成なのですけれども、先ほど岡副委員長が言われたとおりの考え方が一緒の中で、知事にその点を申し上げて賛成をさせていただきます。

○森山委員長 それでは、これより付託議案について採決を行います。

初めに、複数の委員より反対意見がありました5つの議案について、議案ごとに起立により採決します。

平成29年度議案、議第1号、平成29年度奈良県一般関係予算について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、平成29年度議案、議第1号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、平成29年度議案、議題23号、奈良県監査委員条例の一部を改正する条例について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、平成29年度議案、議第23号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、平成28年度議案、議第113号、平成28年度奈良県一般会計補正予算(第4号)について原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、平成28年度議案、議第113号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、平成28年度議案、議第119号、平成28年度奈良県一般会計補正予算（第5号）について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、平成28年度議案、議第119号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、平成28年度議案、議第126号、（仮称）奈良県国際芸術家村建設用地の取得について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、平成28年度議案、議第126号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、日本共産党委員より反対意見がありました議案について、一括して起立により採決します。平成29年度議案、議第17号、議第20号、議第25号から議第27号、議第36号及び議第44号並びに平成28年度議案、議第118号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、平成29年度議案、議第17号、議第20号、議第25号から議第27号、議第36号及び議第44号並びに平成28年度議案、議第118号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、お諮りいたします。

平成29年度議案、議第2号から議第16号、議第18号、議第19号、議第21号、議第22号、議第24号、議第28号から議第35号及び議第37号から議第43号並びに平成28年度議案、議第114号から議第117号、議第120号から議第125号及び議第127号から議第130号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、ただいまの議案49件は、原案どおり可決することに決しました。

なお、平成28年度議案、報第30号については、報告案件であり、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案の審査は終了いたしました。

次に、委員長報告についてですが、本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。

日本共産党は、反対討論をされますか。

○太田委員 はい、反対討論をいたします。

○森山委員長 では、委員長報告に反対意見は記載しませんので、よろしくお願いいたします。

創生奈良は、反対討論をされますか。

○山本委員 しません。

○森山委員長 では、委員長報告に反対意見を記載することにします。

日本維新の会は、反対討論をされますか。

○清水委員 討論いたします。

○森山委員長 では、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願いいたします。

次に、委員長報告についてですが、正副委員長にご一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森山委員長 それでは、3月24日金曜日の議会運営委員会及び本会議で私から報告させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

去る3月9日に設置された予算審査特別委員会は、委員各位のご支援、ご協力によりまして、滞りなく全議案を議了し、終了することができました。

ここに心から厚く御礼申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

それでは、これで予算審査特別委員会を終わります。